平成２５年（フ）第１号
滋賀県米原市井之口409番地10
債務者　樋口　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２号
滋賀県長浜市東上坂町614番地１
債務者　名鷲　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
岡山県倉敷市老松町２－８－16－203、住民票上の住所岡山県倉敷市西阿知町西原641番地９
債務者　花房　憲司
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県朝霞市田島２丁目３番２－205号
債務者　長田　重光
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
埼玉県越谷市大字袋山243番地　越谷宝マンション302、旧住所埼玉県越谷市花田３丁目16番地９　アメニティプラザ弐番館101号
債務者　中村　勝俊
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
埼玉県草加市清門町210番地１　コーポムラコシ101号
債務者　上杉真知子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２県住向原６－607、前住所埼玉県入間市大字上藤沢390番地９小谷野ハイツ202
債務者　椙田　美和（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１５号
千葉県銚子市幸町２丁目32番地の３
債務者　山口恵理子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１９号
千葉県山武市木原200番地７
債務者　吉野コラこと　ヨシノコラカネテ
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
新潟県佐渡市両津夷340番地
債務者　大山　　学
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第５号
石川県輪島市二ツ屋町８字26番地４　上野台団地県営住宅３棟302号
債務者　川﨑　隼人
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第２５号
山梨県甲府市下河原町３番19―24号
債務者　清水　　等
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山梨県甲府市蓬沢１丁目13番24号ファミーユ210
債務者　網藏　智恵
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９６号
愛知県大府市森岡町２丁目239番地
債務者　深谷きみ子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
愛知県犬山市大字善師野字東上屋敷28番地５
債務者　新岩明美こと　李　　明美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１号
大分市木上105番地の１　フローラルコートU・Ⅲ203
債務者　高原　達幸（旧姓松田・金本）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市武１丁目28番12―509号
債務者　藤山　恵里
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係